

# 自動車運転代行業の認定申請について

☆ 認定申請に伴う標準処理期間・・・45日 ☆

## 1 認定申請に伴う添付書類

| 添付書類                                  | 個人 | 法人       |
|---------------------------------------|----|----------|
| 認定申請書（納付済証12,000円貼付）                  | ○  | ○        |
| 住民票の写し（本籍地が記載されたもの：★）                 | ○  | ○（役員全員分） |
| 法第3条第5号に該当しない者であることの誓約書（注1）           | ○  | ○（役員全員分） |
| 精神機能の障害に関する医師の診断書（注1）                 | ○  | ○（役員全員分） |
| 損害賠償措置が適切であることを証明する書類（注2）             | ○  | ○        |
| 安全運転管理者に関する届出書類（注3）                   | ○  | ○        |
| 法人の登記事項証明書                            |    | ○        |
| 定款又はこれに代わる書類                          |    | ○        |
| 役員の氏名及び住所を記載した名簿                      |    | ○        |
| 【民法で営業を許された未成年者の場合】未成年者登記簿謄本          | ○  |          |
| 【自動車運転代行業者の相続人である未成年者の場合】法定代理人に関する書類等 | ○  |          |

注1 「精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないこと」の旨の内容のもの。よって、申請者及び法人役員は「誓約書・診断書」が必須。

注2 代行運転自動車に対する損害賠償の最低補償額

- 対人 → 8,000万円以上
- 対物 → 200万円以上
- 車両 → 200万円以上

注3 営業所ごとに1名選任。

また、自動車台数10台以上20台未満で副安全運転管理者を1名選任、以降10台を超えるごとに副安全運転管理者1名を追加選任。

- 安全運転管理者に関する届出書
- 「運転管理経歴証明書」もしくは「安全運転管理者資格認定申請書」
- 履歴書
- 住民票の写し（★）
- 運転記録証明書（自動車安全運転センターで発行）
- 写真2枚（縦3.0cm×横2.5cm）

（★）住民票は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付。

◎上記以外の書類についても、必要に応じて、確認のため提示等を求める場合があります◎

## 2 認定申請先について

自動車運転代行業の認定申請は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署に届出します。

各警察署の交通課が窓口となりますので、事前に連絡の上、届出をお願いします。

## 3 欠格要件について

**次のいずれかに該当する方は、自動車運転代行業を営むことが出来ません。**

また、①～⑤に該当する方を従業員として業務に従事させることは出来ません。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から起算して2年を経過しない者
  - ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、道路運送法（白タク行為等）、道路交通法（下命・容認行為や使用制限命令違反など、自動車の使用者の義務等の規定）に違反して罰金の刑に処せられ、2年を経過しない者
- ③最近2年間に、自動車運転代行業の営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした者
- ④集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（暴力団関係者等）
- ⑤心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であって、その法定代理人が①～④及び⑧のいずれにも該当しない場合を除く）
- ⑦国土交通省令で定める基準に適合する損害賠償措置を講じていると認められない者
- ⑧安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任していると認められない者
- ⑨法人で、その役員のうち①～⑤までのいずれかに該当する者があるもの

## 4 申請手続き後の流れについて

主たる営業所の所在地を管轄する警察署では、認定申請の受付後に審査等を行います。その後、警察本部での審査及び山梨県との協議が行われますが、申請の受付から認定がおりるまでの標準処理期間は**45日**となっています。